

第四十八回国会 参議院 運輸委員会 會議録第二十八号

昭和四十年六月一日(火曜日)  
午後五時四十五分開会

委員の異動

六月一日

辞任

天竺 良吉君

補欠選任

鈴木 恭一君

出席者は左のとおり。

委員長

松平 勇雄君

理事

江藤 智君

金丸 富夫君

前田佳都男君

吉田忠三郎君

委員

天竺 良吉君

井野 碩哉君

加賀山之雄君

木暮武太夫君

鈴木 恭一君

平島 敏夫君

松野 孝一君

相澤 重明君

大倉 精一君

小酒井義男君

浅井 享君

中村 正雄君

国務大臣

運輸大臣

松浦周太郎君

政府委員

運輸政務次官

大久保武雄君

運輸大臣官房長

堀 武夫君

運輸省航空局長

栃内 一彦君

事務局側

常任委員会専門員

吉田善次郎君

本日の会議に付した案件

○新東京国際空港公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求に関する件

○委員長(松平勇雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

新東京国際空港公団法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○吉田忠三郎君 ただいままでにこの案についてそれぞれの委員から多岐的な質問がございまして、関係者からそれぞれ適当な答弁がなされてまいりました。そこで、できるだけ前の委員の方々の質問とダブルしないようにお尋ねをいたしてみたいと思います。一貫した法律の質問でありますから、場合によってはダブルのこともあり得ると思いますので、あらかじめ委員長に御了解願いたいと思います。

第一番先にお伺いいたしますものは、飛行場そのものの建設の必要性は何人も今日の段階では認めなくてはならないであろう、この点は理解つくわけですが、それにいたしまして、今日、たとえば国内の航空事情等を勘案してみましても、まだまだ、かりに新東京国際空港をつくるにあたっては、解決しておかなければならぬ問題がたくさん存在していると思ふのであります。その一つには、先般も運輸大臣からいろいろ答弁されましたが、まだ私は国民全体に理解させる要素にはなっていない、こう考えるものの一つは、何と申し上げましても航空管制の問題だと思ふます。この問題は、大事な航空事業、航空保安の関係から

見ましても必要であることなのですが、いまのやり方は、米軍との関係もあるであろうが、どうもばらばらなやり方である。この際、航空管制については、行政的にやはり統一された管制の体制をつくり上げていくということが必要ではないかというように思ふんですが、この航空管制は運輸大臣よりも航空局長のほうがよく事務的に承知していると思ふますから、具体的に御答へ願いたいと思います。

それともう一つは、本会議でも私は質問をしておいたのですが、本会議の運輸大臣の答弁は、いわゆる本会議答弁、何を言っておるのかさっぱりわからぬような答弁をしていました。ですから、私はあれでは納得いきませんので、アメリカの日本に存在しています航空基地、端的に言えばアメリカの軍事基地でございましてけれども、その関係と、それからもう一つはアメリカに支配されています航空管制との関連性を、大臣から、本会議の答弁ではありませんから、時間も十分ございまして、ゆるゆるとひとつ詳しい答弁を私は求めておきたいと思ふます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 航空管制の問題については、統一の問題——あるいはアメリカ軍との関係、あるいは日本の自衛隊との関係、その他の統一の問題については、局長から専門的に答弁させたいと思ふます。

○政府委員(堀内一彦君) ただいま後質問ございまして管制の統一の問題でございしますが、この点は、御承知のように、当初は米軍が管制をやっておったわけですが、わが国の管制体制を整うとともに管制の権限が日本政府に移譲されました。現在運輸大臣が管制を一元的にやる、こういうことになっております。ただ、実際問題として、米軍が米軍の飛行場の周辺における管制というものを事実上やっておるということは過渡

的な段階としてはやむを得ないのではないかと、かように考えております。具体的に申しますと、三沢、それから横田、それから岩国、板付というようなところにおきましては、米軍が事実上管制をやっております。この点は、今後日本が一元的にやるということにすべきであるというふうに考えます。ただ、現在のところ、たとえば横田の管制というような点をとって考えました場合、横田に現在ラブコンというレーダーがございまして、この能力によつて四軍用飛行場及びその周辺の管制をやっておりますが、現在建設中の箱根のレーダーというものが完成することになりますと、箱根のレーダーのカバーということによりまして、現在米軍がやっておるある部分につきましては日本でやり得るというようなことで、こういうレーダー施設を完備していくということによつてできるだけ早く管制の一元化ということを行ないたい、かように考えております。

それから自衛隊との関係につきましては、これは法的に運輸大臣の権限を委任しておるということとございまして、法律上特定の自衛隊の飛行場につきましては自衛隊が管制をしております。これは運輸大臣の一種の統制に服するという関係になっておりまして、基準等も相互に共通のものを使っておるというようなことで、管制自体は自衛隊の隊員がやっておりますが、これはある意味では一元的にやっておる、かように言うことができると思ふます。

○大倉精一君 関連してお伺いしますけれども、まず根本方針として、国内航空について、民間の航空と自衛隊の航空——軍の航空とどちらを優先に考えていくか、その基本方針を政府はどういうように考えておられるか、民間優先であるか、あるいは自衛隊優先であるか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) その用途によつて、その主目的に対して重点を置いてゐるわけであり

○大倉精一君 まあ用途もいろいろありますけれども、民間の航空、それから自衛隊の航空、これが併用されてゐる場所、たとえば小牧のような場所、こういう場合にはどちらを優先に運営するか、これをひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(柄内一彦君) 現在いわゆる軍民共用飛行場というのがございます。たとえば小牧につきましても、これは米軍でなく、自衛隊と民間との共用ということになっております。それから米軍との共用は、具体的には、たとえば板付というようにございます。こういう飛行場におきまして、たとえば小牧の例をとりますと、自衛隊と航空局との間で協定を結びまして、そして自衛隊の訓練はたとえ何曜日何時から何時までやるといふような協定を結んでおきまして、できるだけ定期便の運航に支障のないように両者で調整いたしておりますので、原則的には定期便がおくるといふようなことはないわけでございます。たとえば、定期便が時間をおくれているというような場合に、たまたまそこで自衛隊の訓練をやつておるといふような場合、特に自衛隊のジェット機が着陸するといふような場合には、燃料を使い果たしておきますので、おくれできた民間機をホルドするといふようなことはございます。ただ、自衛隊の戦闘機というものが着陸するといふ場合には、自衛隊機をホルドしますという危険な状態になるという点もございまして、そういう場合には結果的には自衛隊の飛行機を先におろすということがございますが、決して自衛隊機を優先させてやるという基本的な考えでやつてゐるということではなく、むしろ定期便といふものの運航に支障のないような訓練ということをやつてゐるということで相談し合つておる、こういうことでございます。

○大倉精一君 考えとしては、自衛隊機優先という考えはない、こういうことですけれども、往々にして、実態を見ておられますという、やはり自衛隊優先という面があるんですね。特に、いまお話しになったように、私もちょいちょい経験があるのですけれども、自衛隊の飛行機の訓練その他のために上空を何回も旋回してついにこれが間に合わなかつたという例がたまたまあるのですね。ですから、たとえば小牧空港の場合におきましては、民間と自衛隊の飛行場を分離せよ、こういうことがかねがね問題になつておつたわけですね。かつて民間の全日空と自衛隊の飛行機が滑走路でもつて事故を起こしたことがある。そのときに、民間と自衛隊を分離したらどうかと言つたところ、いまの赤城國務相——当時の防衛庁長官ですかね、これは特に考慮して努力します、こういう答弁が当時あつたのです。その後民間とそれから軍の飛行場との分離の問題についてはどういふうぐあいに進んでおるか、全然これは考慮されてないのか、そういう点はどうでしょう。

○政府委員(柄内一彦君) 当時事故のあとに、軍民を分離すべきであるという世論が非常にやかましかつたといふことは、私も記憶しております。その後そういう方向で進めるべきではございまして、現在のところまことに残念ながら小牧の飛行場を民間専用にして自衛隊をよそに移すといふことは実現しておりません。これは主として用地の——自衛隊が別に飛行場をつくる場合は、用地の取得難といふこと、あるいは予算の問題等があると思ひます。そのほかの飛行場につきましても、たとえば千歳のような飛行場、これは現在自衛隊の管轄する飛行場でございます。当時やはり千歳にも分離すべきでないかといふような議論がありました。当時は民間の飛行機も自衛隊のエプロンを使つておつたといふような事情でございまして、民間のエプロンといふものが非常に自衛隊の中で使いくつ状態にございまして、反対側に移すといふようなことをいたした。これはもちろん軍民分離まで徹底したやり方ではございませんが、エプロン地帯を分けるといううようなことで幾らかでも軍民分離の理想に近い

づくといふような措置を行つたわけでございます。といふようなわけで、なかなか理想的に大きな飛行場を二つつくるといふことができませんので、いま申しましたようなことができるだけの努力はしておるといふのが実情でございます。

○大倉精一君 軍民分離といふことをやる意思があるか——政府にすよ。これは、大きな飛行場は困難と言ひましても、名神国道だつてできるのだ、用地の取得なんといふのはできる、やろうと思へば、ですから、やる意思があるかどうか。大臣どうですか、これは軍民の飛行場の分離をする意思があるかどうか。意思の問題ですね、やる意思があるかどうか。意思があつても自衛隊がじゃまをしてできないのか、その辺の問題ですね。意思があるかないか、ひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは私一人の問題でございまして、いづれ防衛庁及び総理、三人でよく相談して——私もは分離したいのです。民間航空といふものを十分にやるのには、やっぱり軍の飛行機と一緒にするのは、支障がないといつても、それはやっぱり同じ飛行場を使うのですから、分離したいのです。けれども、片方のほうの、予算その他場所の関係、土地の関係等でぐあいが悪いといふようなことがありますから——ですが、どちらかといへば、ほんとうは国のための国策として交通の安全をしようとするのでありますから、それは私のほうはそうしたいのです。でありますから、御意思のうちに、ひとつ総理を中心にして、防衛庁及びその他の関係省もありますから、相談したいと思つております。

○大倉精一君 まあこれは、こういうことをやつていくといふと、総理も呼べといふことになるのですけれども、これは前からの問題であつて、いまの答弁によるといふと、政府としては一向そういうものには関心持っていないといふことになるのですよ、相談してないといふことは。ですから、これはいま始まつたことではないのですよ。いま局長は、用地の取得は困難だと言ひけれども、現に国際空港をつくらうとしておるじやありませんか、国際空港を。民間の飛行場を分離するぐらゐのことは、できないことはないです。ですから、いま、これから相談するのだとおしやるが、これはいままでそういうことを政府として関心持っていないかつた、まあほつたらかしておけといふような状態でもつて今日に来ておると思ひます。ところが、小牧空港においては、その後において自衛隊機の墜落事故があり、農民が死んでおるのです。ですから、小牧の市会では、飛行場撤廃あるいは反対という、そういう決議までしておるのです。しかも、その後においてまた事故を起こしております。あの辺ではもう自衛隊機に対しては恐怖心を持つておる。ですから、これはもうずっと前にもそういうことが再三あるのですから、政府と分離をする意思があるのかないかという段階は過ぎて、とくに考えておられないならなと思つていたが、いまの答弁によると、全然それは考えていない。運輸省としては分離したい——したいやしようがない。やるかやらぬか、こういうことなんです。これはこれから相談してやるのですか。一体どこがじゃまをしてゐますか。民間優先でもつて分離しなければならぬといふことを運輸省が考えておる、主管大臣が、一体分離しちやいけないうことは、どこが一体じゃまをしておるのですか。

○政府委員(柄内一彦君) 小牧の飛行場につきましては事故が起りましてから、運輸省と防衛庁との間で、この問題について、いろいろ議論がなされました。あるいは一案として、各務ヶ原に自衛隊が移るといふような問題その他のことも話があつたわけでございますが、何分にも、自衛隊のほうとしては、用地の取得といふような点で非常に困難な問題があるので、なかなか小牧から出ていくわけにはいかないといふことでございます。それからもちろん防衛庁の中でも、名古屋のきわめて近い郊外に行つて自衛隊が訓練をするといふことは必ずしも望ましいことではないといふううな考え方もあるようでございます。ただ、具体

的に、それではどこにどうするかという問題になりますと、用地の問題あるいは予算の問題で、防衛庁としても、なかなか踏み切れないというようなのが実情であろうと、かように考えております。

○大倉精一君　じゃあ、防衛庁は、抜きにして、運輸省として、これは分離は可能と考えておられるか、不可能と考えておられるか、これはどうですかね。

○政府委員(橋内一彦君)　小牧の飛行場は、まあ運輸省の所管の飛行場でございますので、まあ分離するとすれば、防衛庁にひとつどこかさがして移っていただきたいということになるわけでございますが、そういう点につきましても、いま申し上げましたように、防衛庁としても、なかなかいま防衛庁の飛行場を新たに作るというようなことは非常に困難である——もちろん絶対にできないということは私はないと思いますが、非常に困難であるというふうに考えておると思ひます。

○大倉精一君　それじゃ、この防衛庁の飛行場をつくるのは非常に困難だということですが、それなら国際空港をつくるのはどうですか、非常に困難ですか。

○政府委員(橋内一彦君)　国際空港の問題につきましても、私はやはり、候補地の決定——まだ行なわれておりませんが、いずれきまるとしまして、もう、そう簡単にいく問題ではないと、いろいろやはり努力をし、また地元と折衝するというふうな必要がある、かように考えております。

○大倉精一君　まあ国際空港用地の問題についてはあとで触れるとして、先ほどの答弁の中で、小牧飛行場を名古屋付近に云々ということばがあったのですけれども、いま普通の何倍という飛行機を持っている中で、何も名古屋付近にやる必要はないんです。これは日本国中どこでもいんです。これを名古屋付近に限定しなきゃならぬということは、そういうことは、これは認識不足だと思ひます。ですから、日本国中、さげせば幾らでもありますよ、飛行場は。それはまあ、たとえば東京周辺でも、もとの軍の飛行場のあともある

りますよ。ですから、やろうと思えばやれるのだから、やれないということばは、これはやはり民間優先といえながら、やはり軍の優先という、そういう意識があるのじゃないかと思うのです。これはやはり国際空港もさることながら、いま空港問題で一番大事なものは、軍民離間という、これをひとつ真剣に考えてもらわないという、それをほったらかして、それで軍民離間の飛行場建設は困難だ、国際空港はどこかにつくるんだということでは、どうもこれは納得できないので、その辺のひとつ筋道を通してくださいな。

○国務大臣(松浦周太郎君)　大倉さんのおっしゃることは、ごもっともでありますし、また局長の言うのも、全然できないというのじゃありませんので、どうしてもやらなきゃならぬということであれば、結局、総理及びわれわれと、それから防衛長官、同時に大蔵大臣——財政当局が一番問題だと思ひます。財政当局がいいと言へば、私はできると思ひます。それで、問題はですね、札幌はこつちが入り婿なんです。だから、こつちが別に飛行場つくらなきゃいかぬわけです。福岡も同様だと思ひます。ところが、小牧は逆に向こうが出てもらわなければいかぬのです。そういうことで解決ついたらいいと思ひます。ほんとうは札幌も広い土地なんだから、実際は土地のほうで、東京から札幌へ行くよりも、飛行場から札幌へ行くほうが遠いんです。土地が広い、あの中間に広いところがたくさんあるから、実は問題は、お金の問題なんです。だから、大蔵大臣まで、四人で相談してみることが第一だと思ひております。ぜひやってみてほしいと思ひますが、寿命の問題ですから——とにかく必ずあなたの御意見は引き継ぎます。

○大倉精一君　運輸大臣はやる意思があると、こういうことですから、あとは総理大臣が意思があるかどうか、これは一べん場合によっては総理大臣を呼ばなきゃならぬ。

そこで、国際空港の選定ですけれども、私は旅をして、飛び回っておって、新聞でちよいちよい

見るだけで、よくわかりませんが、運輸省がきめたことを、まあだれがある大臣が横やりを入れて、まただれになったとか、いろいろ聞いておりますが、一体国際空港が今日まできまらぬというのはどこに原因があるのか。こういう法案を出して、大体予定地については相当長い間調査もし、検討もしていると思うのですけれども、これに決定ができないという原因は一体どこにあるのか。運輸省としてはその場所についてはお考えがあると思うのですけれども、運輸省としてはどこに考えておられるのか、それができないというのはどこにあるのか、これをひとつ聞かしてください。

○国務大臣(松浦周太郎君)　これはまあ改造が二日、三日に迫ってきているのですから、私がいろいろ言わねばならないと思ひますけれども、大体調査ももうあるところまで行つております。しかし秘密な調査がさらに必要でありますから、いろいろ考えておりますが、ここでどこにするというようなことをまだ言いかねております。

○吉田忠三郎君　いまの場所の関係ですが、前の委員会でも大臣は、せいぜい一カ月程度あればこの場所はすかすかときめて、いま申し上げる段階ではないけれども、そのときには場所をきめて名実ともにこの法律案の裏打ちをするのだ、こういう答弁があるのです。それから、この間も本会議で佐藤総理大臣みずから立って、これもどうもそういう場所のことについては軽々しく言うておつたことについてとは軽卒だという意味のことを言つておる。だから、国家的な見地から場所をきめなければならぬ。しかし、まあかなりこの問題は議論してから日数が経過している、依然として大臣の答えられなかったことでは、どうもわれわれ眞剣になつてあなたの方から提案された法律を検討する気になさえないのです。あつて、あつてあたりの改造の話が出てくる——どこを改造するかよくわかりませんが、何かこう責任がないような、そういう言い方に聞こえる。しかも、大臣、五月二十六日の新聞でこの問題が大きい出ていますよ。そこで、関係の各省の次官とい

うのはだれとだれなのですか、まずこれをひとつ聞かしてください。

○政府委員(橋内一彦君)　関係各省の次官につきましては、外務、大蔵、農林、運輸、建設、防衛、以上の各省の次官でございます。

○吉田忠三郎君　そこで、大体六省程度の次官ですが、このことについて二十五日に——二十五日というのは新聞ですよ。次官会議を設けて、空域外交、土木技術の三小委員会の結論として霞ヶ浦地区を最も適当としたこと、今国会ですでに新東京国際空港公園法がスタートしたことによるものである云々と断定語を使つていふのです、新聞に。まだこの法律は通つていないのではないかと申すのです。しかし、同地区に対しては、自衛隊の百里基地が近くにある関係から、航空保安上危険が多いとして強い反対意見が述べられておる。そこで——ここから問題なんだ。そこで佐藤首相が二十五日に官房長官に対して、新東京国際空港の建設地として霞ヶ浦地区を最も有力候補として早急に調査をせよという旨を示唆をした。直ちに事務当局から、「最も有力候補地」と言うのは非常に問題がある——どこに問題があるか、よく知りませんが、問題がある。したがって、その言い方を直して、一応「有力候補地」ということに改めたいききつが新聞にでかかると出ています。このとおり。こんなに事務的に作業を進めておつて、所管大臣である運輸大臣がいま同僚大倉委員に答えたようなことでは、冒頭に申し上げたように、何をわれわれにこれは審議しろというのか、ちよつとこらあたりを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(松浦周太郎君)　これはしばしば皆さんのお尋ねになつた点で、私も答えてはいるはずだと思ひます。この委員会をこの法律が通つたら何日間ぐらいで指定するのだというのをしばしばおっしゃつてゐる。初めの間は、もう私は相当早くできると思つたものだから、すぐできると言つたんですが、しまいに二週間ぐらいということ

相当進めなければ二週間じゃできないんですよ。それも、そういうことを言っておつたのは、延長国会以前なんです。実は延長国会までにはやってもええほんとうに私は責任を持って言えたんなんです。ところが、もうきょうで国会が終つちやうものですか、そうなる、きめてもらつても、この後二週間ではたしてできるか、できぬかという問題なんです。ですけれども、皆さんに私は大臣として答弁しているんですから、どんな大臣にかわろうと、これはこの大臣が答えたことは踏襲せざるを得ないのでございますから、緻密な調査をおこななければ、私が申し上げた時間にそれは指定することができなくなります。というのでありますから、いろいろの点を考慮して調べておりますが、まだはつきりここにしますというのをここで答弁しかねている現状であることは御了承願ひたいのであります。

○吉田忠三郎君 松浦個人の場合なら、それはい、そうですかということになるんですけれども、どなたがあなたのおの運輸大臣をやるのかよう存じ上げませんが、あるいはあなたが留任するかもしれないし、いずれにいたしましても、こういう問題は一貫して作業なり、あるいは事務を進めていくものだと思うんですね。あなたのおまつしやたように、だれが大臣になるか知らぬが、という言い方は、私はそこに共通するものを持つていふと思うんです。そこで、あなた延長された当時に、そのときかなり明確にものを言えるが、きょうで終わるこの段階では言えないというの、どうも納得できないんです。何のためいま、大臣、委員会を開いているのか。この法律をこの委員会が、つまり皆さんの同意を得てあなたの方の提案のこの法律を成立させたいという気持ちがあつて私は委員会が開かれていふと思うんだな。かりにきょうこの法律が通る段階でなおかつものを言えないなどというのは、私はあまりにも、松浦個人は別ですけれども、時の佐藤内閣の運輸大臣として、ちょっと軽率のものの言い方じゃないかと思う。これは改めてもらなければならぬ。そうでなければ、私ら帰りますよ。そんなことであるならば、何のためにここで真剣に討議しているのか。そういう必要性があるから、前から法律をそれぞれ審議をしてきて、もうきょうの十二時で会期がなくなるといふこの段階で、みなこうして出てきて真剣に討議している。というの、何とかこの法律をあなたの方関係者の要請によつてできるものなら成立させたいという熱意が私は込められてこの委員会が開かれていふと思う。だからこういうことを聞いているのですよ。この点ひとつ大臣すかつとしてくださいよ。それから、いまかりに大臣が言われたようなことがあつたとしても、すでに昨年の十二月に答申が出されて、この場所の関係も、たしか当時は三カ所ぐらいですか、答申の内容には示されていると思うのです。それが、先ほど来大倉委員も申し上げたように、私もまたたびたび申し上げてきたように、何かどうも国民の立場で見た場合に全然としないものがある。それは、本会議でも言つておりましたようにどうも松浦運輸大臣の言ひ方と違ふ。河野國務大臣の言ひ方も違ふ。さらには、うそまことがわかりませんが、これは私は本会議でも示しましたが、運輸大臣はそういうことはございませんと、本会議答弁だから、それで私は再質問する時間ありませんでしたから、社説の新聞にでかか出ていふのです。しかも、これは選挙運動をやらぬ人まで入つていふ。折内さんの顔も入つていふ。この人は立候補するわけじゃないのだから、こういうのが入つていふ。それから有沢さんとかいふ人、松永安左衛門——これは新聞がでたらめを書いていふわけじゃないのです。そして「河野、松浦両相が鋭く対立」などとでかく出て、おまけに、野球じゃあるまいに、それだけの応援団も、圧力団体が応援団になつていふ。そして、この新聞の記事をちょっと見ると、河野さんが何か栃内局長をぐつとにらんだ——この局長はふるえ上がるような人でないから、ふるえ上がるかつかつたと思うが、そういうことが出て

いるのです。それだけに、非常にこの場所の問題については、もともとそこ——答申に出された富里にしても、あるいは霞ヶ浦にしても、その住民というものが関心を持つていふように、国民全体が関心を持つていふ。しかも、われわれが聞くところによると、かなり裏面、そういうことは私はないと思ひますが、うわさとして、利権が伴つていふといふようなことさえ聞いて、私は非常に残念なことだと思つていふ。そういう風評の中に、運輸省の案がたな上げになつたとか、あるいは勝負はこれから、松浦積極、河野慎重の両相など、まるで相撲かなんかのやうに、これは連日出たのです。これはあなたに言つて、ないものを新聞社が、「朝日」なり「読売」なりが書くはずがないのです。これはあるのです。それぞらしくないと言つても、だめです。そういうことはあるのです。そういうことはあつて、なお今日の段階——これは二十六日の新聞なんです。これですと、先ほどのやつを讀んでみますと、「新東京国際空港は四十五年以降世界の民間航空路に就航を予定されている超音速ジェット旅客機の離着陸ができるよう最低二千三百万平方メートルの大飛行場を東京周辺に建設しよう」といふ構想から出たもので、三十八年十二月、航空審議会から、千葉県富里村付近が茨城県霞ヶ浦に建設することが適当という答申がだされた。こゝういふふに二十六日の段階で出ている。「しかし、その後、河野國務相を議長とする関係閣僚懇談会にどういふものか、まかされた。その間、航空審議会答申の二地区のほか、羽田空港拡張、浦安沖木更津津など東京湾埋め立て方式、浜名湖、びわ湖の埋め立て案が検討された。」——検討されたと書いてある。「この結果、①東京から一時間以内であること、②羽田、東京周辺米軍基地の空域に障害を及ぼさないことなどの点から、答申どおりの富里、霞ヶ浦の二地区が適当であるとされたが、結局埋め立て方式が最適とされ、富里は脱着して、霞ヶ浦、東京周辺などの候補地の調査を」佐藤首相が二十五日に橋本官房長官に指示した、

こう出ている。これはうそなんです、ちよつと聞かしてください。みな国民は讀んでいるわけです。ぼくだけが讀んでいるわけじゃないですから。

○國務大臣(松浦周太郎君) いまお示になりました新聞の記事あるいはその他のものについては、全部そうだとはいへませんが、まあ半分以上はやはりそのとおりだと思ひます。だけれども、全部そうだとはいへない。それは言ひ切れない。その証拠には、河野座長のもとに、御指摘になりました関係閣僚会議が行なわれて、そうして三つの部会をつくつてやつていふ事実は、これはけんかしておつてはできないわけですから、それは御了承願ひたいと思ひます。

まあ過ぎたことですから。けれども、答弁しろと言われれば、この程度以上のことは言われたいと思ひますが、一番御質問の中で私が答弁しなければならぬことは、あと一日か二日の者が云々するよりも言つたことが一つの問題だと思ひます。それはそのとおりなんですけれども、事実そういうことになつていふから、そのほうが堅実だと思つたが、それでさつき私の答弁の中には、一日であらうと二日であらうと、大臣の職をもつて答弁したことは、あとの者は踏襲すべきであるという点が私の言ひ直したことでありまして、それをひとつ御承認願ひたい。そうすれば、一番最初に言ひましたことは、この法律案を通してもらふならば、まあ二週間前後、もう一カ月も延びないうちに指定したい、こゝういふことを言つていふのです。もつと早くやりたい意思でありましたが、もし霞ヶ浦なんかに行けばボーリングしなければならぬものですか、そう早くできなくなつてしまつたといふことでございしますから、結局、前記のとおり、御決定願ひば、まあ二週間の範囲内にひとつこの方向であるといふことはききたい、こゝういふことを御返事申し上げ、同時に二日坊主といふことを取り消します。

○吉田忠三郎君 大臣が、新聞の内容は、全部と

は言いませんけれども、半分以上そうだと言いますから、すなおでいいと思う。こういうことをちゃんと、本会議で質問していますから、本会議場で答弁すれば、これは国民がより理解しやすいのです。それが一月もたった今日そういう答えが出て、その点では残念だと思いますが、私は個人的には非常に大臣を尊敬している一人なんです。特にこういう新聞を見て憤りを感じておられたものなんです。したがって、私はあまり理屈を言いたくないのですが、法律的に見ても、主管大臣たる運輸大臣が中心になってこういうものをきめられるべきものだと思うのです。しかし、われわれが内閣とっているわけじゃないですから、佐藤総理大臣が、佐藤内閣のやられたことですから、われわれの手の届かないところですから、これ以上言いませんけれども、それが回り回って、何か懇談会であるとか、あるいは河野さんのところまで何かなって、新聞には事実こういうものが出てくる。こういうことから、国民が、何かやはりまじめにやっておるのだと思うけれども、そのことを信頼しなくなる、非常に信頼性が乏しくなってくるというところで、私は非常に残念に思うのです。特に私は、いま大臣の答えられたこの最後のことで、この問題を取り消す、こういうことですから、すなおに受けとめておきたいというふうに思うが、先般来、先輩の加瀬さんも何っておりました。本委員会も調査をしたようでありまして、調査をしたようでありまして、そうしますと、この二十五日に佐藤総理大臣が指示した中で、これは大体二号活字くらいですか、でかいので、霞ヶ浦が決定的で最有力というやつが、一応有力候補というふうになつたけれども、後段のこの富里というのは、これはもう消えたというふうには判断していいのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 航空審議会の答申を尊重するということのたてまえでございますから、消えたわけではありせん。片一方を指定したというときに初めて消えるのでございますから、それはあなたのいまお読みになったその書類の中に

あるだろうと思うのです、それだけ持つていらつしやるのですから。それはこういう書類があるはずなんです。富里のはかに東京湾並びに霞ヶ浦の埋め立て地を調べることに、なお外国の筋を通じブルーム・フォートインの西の四地区の交渉もすること、この三点を決定したことがそのずっと前にあるはずなんです。ということでありまして、佐藤総理大臣が早く霞ヶ浦を調べると言われたことは、いままでよりも霞ヶ浦のはうの調査に重点を置いたということであつて、決定に重点を置いたということでないことを御了承願いたいと思います。

○吉田忠三郎君 わかりました。大臣のこの限りにおいての答弁ではわかりましたが、生きていると言つたつて、両方につくるわけじゃないでしよう。これは二つづつくるわけじゃないでしよう。あなたがいま指摘した、書類があるでしようと言つたけれども、ここにはあるのです。これには三カ所も載つておる。だけれども、私が聞いておるのは、三カ所に候補地があつても、三カ所につくるわけではないでしよう。一カ所につくるわけではしよう。ですから、昨年の十二月の航空審議会の答申を踏まえてやるとすれば、その三カ所のいづれかにするということはこの答申を尊重したことになりまして、その限りでは私は理解するのです。しかし、三カ所をつくるわけじゃないのですから、一カ所になるわけですね、二カ所消えて。それはもう消えたんだらうと言つていい意味は、「読売新聞」の「課題と人」というタイトルで三月の十七日に出た新聞記事があるのです。これを見ると、ずっと航空審議会で研究をやつておりました有沢さんという方ですね、それからこの話を最初に持ち出したのは松永安左衛門さん——産業計画会議の委員長さんですね。この新聞を見ますと、この人がそういうものを持ち出して、一応形はつくらなければならぬですから、そういう審議会というものを一つつてやつてきた。一貫したものであるのです、一貫したものが、そこに栃内さんい

らつしやいますけれども、まあ写真がまん中に色男に写つています。それで栃内さんの談話も載つておる。運輸省としてそれは富里だと。これはもう富里以外適地はないという言い切り方です。と一貫し進めてきた。ところが、途中に来て河野国務相から横やりが入り、河野国務相の主張はかくかくしかじか。さすかのクリスチャン大臣——というものはあなたのことを言つておる、運輸大臣のことを。さすがにクリスチャン大臣も人柄のよさだけではどうにもならなくなつて、かなり興奮して実力者として有名な河野国務相とやり合つたと書いてある。こういうふうになおにすつと読んでいけば、それは運輸大臣がそこで何か生きていような意味のことを言つておる、あなたは、航空局、運輸省一貫して富里の場所を指定して——表明はしなかつたけれども、心の中では指定して作業を私は進めておつたことには間違いないと思う。私もその点そう理解しておつた。ところが、その後、再三申し上げるようだけれども、国会の審議等々、あるいは現地の調査、それらした結果かどうかわかりませんが、そういう経緯を経て、突如として五月の二十五日に、霞ヶ浦が決定的だと、佐藤総理大臣が最有力な候補地であると官房長官に指示して、官房長官それをやりなさい——しかも関係の、先ほどお伺いした事務次官会議でも、ここがよろしいのだということにして事務を進めたというところになると、われわれは前々からこういうものを見て——あなたの方の席では申されないうわけですから、こういうものを調べては以外にわれわれはないうわけですから、この限りでは知つたものとしましては、やはり富里というのには、この新聞にも書いてあるように、富里は完全に脱却して、そうして霞ヶ浦が決定的だ。ただ、この総理大臣の言つた最有力候補地というものは多少問題があるから、ですから一応有力候補地ということに改めて作業をしておると、こう書いておるのですから、私の理解が間違つておればこれはどうかかわりませんが、こういうものをずつと総合的にながめて、その経緯をたどつてくれ

ば、たいいて私の理解は間違いないと思うのです。がね、大臣。ですから、いつも新しいやつで真偽をお尋ねしているんですからね。富里というのは完全に消えたのじゃないか。これはやはり大臣がどうおつしやるか存じ上げませんが、霞ヶ浦にきめて、これは埋め立て方式でやう、埋め立てをやると。金の関係は少しふえるでしようね、これは。そういうものはあとでお伺いしますが、とにかくこの理解どおり間違いないと思う、指示するとね。聞いている議員さんも大体よくの理解と同じだと思つておる、どうですかね。——江藤さんもそうだとおつておる。

○国務大臣(松浦周太郎君) さきの答弁のとおり、富里を投じたわけではなくて、霞ヶ浦を重点的に調査をする。というのは、富里はそうボーリングをしなくてもいい。霞ヶ浦は相当ドロもあつて、深いところがあるわけなんです。それで、土油の辺のようなのなら、三メートルから四メートルしかありませんから問題はないのですが、で三メートルあるところがあるのです。だから、そういう深いところだけでも調査をしなければ決定できないんじゃないかというふうなことも種になつておるということになつたわけですから、ボーリングするのは、富里はやらなければいけない、その上でどちらをやるかということが今度初めてきまるのであつて、まだ富里を投じてしまつたというわけではないのです。ほんとにそれは、これは霞ヶ浦の調査資料がきて、それからみんな相談するということになるわけですから、それから、二つのうちどちらにするかということとは、今後の問題ですから、ここでは何とも言えないということとは、そのことを言つておるわけですね。

○吉田忠三郎君 大臣のおつしやる意味は十分わかりました。大臣もまじめに言つておるんだし、うそを言つておるのではないのですから、そのことを信用しますが、そうしますと、調査段階でもかなりの経費がかかると思うのです、いま大臣の

おっしゃる問題は、そうして調査したら、大臣のいま申されたヘドロがあつたとか、あるいは三十三メートルくらいの深いところがあつたからということ、今度そつちはやらないのか、またまた富里のほうに調査にかかる。調査というのはボーリングから始めるでしようけれども、やるんだということになる、これは、どうも場所がいまだこそこにきまらないという問題よりも、かなり私は、最終的に、先ほど大臣が言つたように、この法律が通れば二週間くらいできめてやるということと話の模様が違ふんじゃないかという気がするのです。しかも富里の場合は、先般来わが党の加瀬委員からも、法律的なこまかな、しかも細部にわたる質問がかなりの長時間展開されまして、関係者それぞれ答弁をしておつた模様ですね。私はちょうど都合が悪くて欠席しましたけれど、同僚委員の方々が空から立休調査したわけでしょう。その結果、私が本会議で質問しておつた農家戸数の関係であるとか、あるいは農業改善事業に指定されて、しかも、八街地域の農地というのは非常に生産性が高いところでございますから、そうした関係のものの補償など考えていきますれば、それはしろうとでもかなりの金額というものには想像つくと思うのです。ですから私は、本会議で言つたように、あそこはもう適当でない、不適地である、この指摘をしておつたのですが、いまままでの委員会の審議の経緯を聞いてみますと、みんなやはり富里というのはあまり適しないというようなことに大体なつてきたんじゃないか。そのような答弁もまたつらつらありますが、ここに会議録がございますが、一々読み上げませんが、私どもそういう理解に立つておる。だからこそ法案が、もう最終目になりましたが、衆議院も一応通過してきたことだし、この委員会でも通過するということになる、必然的に、やはりほおり出して、投げておけないから、総理大臣は責任を感じて、みづからこういう新聞に大きく出るような内容で橋本官房長官に指示したんじゃないかと、こう考えていたのですが、それがどうして

も、いまだ大臣の言うことで、いや、そちらはボーリングをやっていないけれども、非常に深度も深いし、ヘドロもあるので場合によつてはまだ富里のほうにいくんだ、こういうことであれば、ちょっと私は、これは考え直しなければならなと思う、どうですかこれは。しかも大臣、いままでは富里だ、今度は霞ヶ浦だ、また富里になるなどということになりますと、最近の農村でも漁村でも、一般の国民の方でもそうですが、これは大きくいえば、歴代保守党内閣の経済政策の失敗だと思えますね。そういう理屈っぽいことはやめますが、こういう場所をどこにする、ここにするというようなことから、最近とみに問題になっております土地の値上がりというものはたいへんなんですよ。すでに現地を、私、富里周辺を行つてみましたけれども、反対の人はずいぶんおりましたけれども、中には賛成の人もいるのです。その人々はなぜ賛成しておるのか、青田のままで、土地はだまつておつても何十倍になるということ、前もつて金を借りて職業転換をやつたり何かしておる人がたくさんおります。そういう人が今度そういうふうにならなかつた、こういうことになつて、従来、運輸省で富里、八街と、太鼓をたたいたために、そのために逆にそういう人は倒産すると思えますがね。そういう現象なども起きておるわけですから、みだりに、ネコの目玉の変わるように富里から霞ヶ浦、さらは今度、そこも問題になるから琵琶湖のほうにいかうか、こういうことではいけないことじゃないかと思うのですがね。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは吉田さん、ひとつよく考えてください。調べるほうのものの立場にもひとつなつてみてもらいたいのですが、初めからきめてしまえば調査の必要はないのであつて、また、ここで非常な深刻な御議論が加瀬さんからありましたからそういうふうになつたというものではありません。そのほかに、いろいろな方面を通じて、農村のお考えになつておる考え方、あるいはまた誘致者の考え方、そういういろいろ

の方面で情報をとっております。それで霞ヶ浦の問題については、たまたま新聞に出たのですが、片方のほうも相当いろいろなことをやっておるが、新聞に出ないのでから申し上げないのですが、そのことは行政的にまかしてもいいのです。ほんとうに加瀬さんのお話の、土地は一体どうされたか、その場合にどういう方法をとるか、かえ地をどうするのだというような問題でございしますが、霞ヶ浦にすると、富里にするかという、阿てんびんをかけてどっちにするのだ、さあ返事せいで言われても、その点はひとつ審議機関のほうでは、まあ内容のことは行政的にまかしてもうて、条件だけをひとつ聞いてもらつて——そうせぬと、どうも、こつちをやればこつちの人がおこるし、こつちをやればまたこつちがおこるというところで、言いようがないのです。それは答えるのです。ほうの側の身にもなつてもらいたいと思うのです。よ。でございしますから、國家のためになるようにというところで万全を尽くして考えておることでありまして、ふつつかかなものでございしますから、答弁もへたなこともございまして、非常に御迷惑な点もありましようけれども、富里の場合については、私は百姓の出であります、土地というものは自分の子供よりかわいい。せつかく満州及び樺太から帰つてきて、あれまでに仕上げて、塵敷もりつばにできて、隣との地境いにも相当の距離を樹木を植えて、上から見ると三町歩あるいは二町歩というふうに分けができて、りつばな家ができて樹木がある。空から見て、この土地を全部取上げてしまふかと思うと、ほんとうに涙が出るのです。だから再びそういうところに入れる程度程度に補償は断じてしなければならぬということをこの間じゅうから申し上げておるのでありまして、それでまた他に転職するという人があるならば、十分にその土地の時価相場によつてそれだけの補償をしてあげなければならぬということはしばしば申し上げております。また、霞ヶ浦に行きまして、あそこは半農半漁でありまして、富里より

もそういう点は処理はかえつてむずかしいのです。半分百姓をやつて半分漁業をやつておる、相當の人数がそこにもいるのでありますから、國の補償率というものから見ればどっちがいいかということは問題なんです。けれども、さっきからのいろんなお話の航空上あるいは國家百年の大計から見たときにおいて、どこが一番いいかということとをまず中心に置いて、それで何方をはかりにかけるということでありますから、富里のほうは相當調査ができておりますので、まあこの次は霞ヶ浦のほうを重点的に調べるということでありまして、それで、霞ヶ浦を重点的に調べて、低いところを先に調べるということなんです。低いところにはヘドロがたまつておる。ヘドロがたまつておるところを堀め立てをすることは非常に困難だという説がある。ということでございますから、それは港灣局にもそういうたんのうな技師がおりますから、その人たちに調べさせる。だからそう長い時間はかからないということで、それができればそのときにどっちにするかということがきまるのでございますから、どうかきょうはひとつ、どっちにするのだ、それをまずきめなければもうだめなんだということを書わずに、それはもう正直に私はものごとを言っているのですから、この程度でひとつごかんべん願いたいと思います。

○吉田忠三郎君　しつこいようですけれども、ごかんべんしてくれといつても、これはほくが大臣に、はいそうですか、というようにはならないのじゃないですか。少なくとも國民の税金で、しかも膨大なこれは財政計画、資金計画がまだ明らかになつておりませんから、あとでお伺いしますけれども、いずれにいたしまして、いままでの答弁された中では二千億とか、あるいは、いま大臣が言われたように、埋め立てをするということになりますと、しろうとでも資金が余分に、多く必要となつてくるということだけはわかると思う。かなりの金額なんです。さらに、金額のみならず、いま大臣もおっしゃつたように、いずれにいたしまして、埋め立て問題がございますね、それと地

域住民の感情があるわけですから、これはたいへんなんで、だから大臣は、非常に影響があるからそれは言わずして、きょうのところはかんべんしてくれ、こう言っているのだが、かんべんできないものがやっぱり国民の側にもあるということですよ。これはほくは、冗談ではなくて、それは問題があるとすれば、こうした大仕事をやる場合に、全く問題がないという事は、おそらく狭い日本の国ですらないと思ひますけれども、最大公約数を求めて、できるだけ住民に影響のないように、経費も貴重な国民の税金だからできるだけ少額であるように、なお余剰があるとすれば、もつともつとやるべき施策があるわけだから、そういうように国家的な見地から政府並びに行政の府である各省庁が配慮すべきものと私は思ひます。

○吉田忠三郎君 大臣、あなたもおっしゃる通りに、余すところ何時間もありませんから、忙しんで多くは言いませんが、ひとつ大臣に要望しておきます。どうも、いま大臣のおっしゃられることがほんとうだとするならば、新聞は報道機関ですからほとんど報道することは差しつかえありませんけれども、いま大臣が答えられたような未確定要素が多分に含まれているというふうなものを、あまり新聞にこういうふうな事前に出されないように配慮してもらわないと、えてして、私のような質問が出るわけですよ。ですからこういう点十分、内閣改造で松浦さんが大臣になることをわれわれ望んで、期待もしていますけれども、なげう点では慎重に私は扱ってもらわなければいけないと思ひます。ぜひそういう努力をしていただきたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

午後十一時十七分開會  
○委員長(松平勇雄君) ただいまから委員會を再開いたします。  
この際、委員の異動について報告いたします。本日付をもつて天竺良吉君が辭任し、その補欠として鈴木恭一君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 休憩前に引き続き質問を行います。  
○吉田忠三郎君 時間がありませんから簡単に質問いたします。先ほど来たびたび質問していただきましたから答弁者も簡単に答弁していただきたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 休憩前に引き続き質問を行います。  
○吉田忠三郎君 時間がありませんから簡単に質問いたします。先ほど来たびたび質問していただきましたから答弁者も簡単に答弁していただきたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 休憩前に引き続き質問を行います。  
○吉田忠三郎君 時間がありませんから簡単に質問いたします。先ほど来たびたび質問していただきましたから答弁者も簡単に答弁していただきたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 休憩前に引き続き質問を行います。  
○吉田忠三郎君 時間がありませんから簡単に質問いたします。先ほど来たびたび質問していただきましたから答弁者も簡単に答弁していただきたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(松平勇雄君) 速記をつけて。  
○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来吉田委員いろいろ國家の前途を思つて御主張なさいました諸点に對しましては、十分意のあるところを行政上に反映していきたいと思つております。

れから決定することを約束いたします。

○吉田忠三郎君 たいま非常に運輸大臣から明快な御答弁がございました。前段については、私、この一委員として、もとより社会党の委員でございませうけれども、富里については、たいま運輸大臣が申されたように、きわめて作業段階が困難であるという理解をいたしておきます。

なお、ローカル空港の整備その他について若干ございませうけれども、時間がありませうから、明日この点については質問をいたすつもりであります。

以上であります。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記を起こして。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○江藤智君 私は、自由民主党を代表いたしましたので、附帯決議を付して本案に賛成をするものでございませう。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

新東京国際空港公団法案に対する附帯決議案

政府は新東京国際空港の建設に当っては、い

やしくも当該地域住民の生活権をそこなうこと

のないよう万遺憾なきを期するとともに、当該

地域における農業の振興ならびに産業経済の伸

展を阻害しないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上をもって私の討論を終わります。

○委員長(松平勇雄君) 他に御意見もないようで

ございませうが、討論は終局したものと認めて御異

議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記つけて。

それでは、これより採決に入ります。

新東京国際空港公団法案を問題に供します。本

案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松平勇雄君) 多数と認めます。よって

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、これを委

員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

次に、討論中に述べられました江藤君提出の附

帯決議案を議題といたします。同君提出の附帯決

議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松平勇雄君) 全会一致と認めます。

よって本附帯決議案は全会一致をもって本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松浦運輸大臣から発言

を求められておりますので、これを許可いたしま

す。

○国務大臣(松浦周太郎君) ただいまの決議の趣

旨を尊重いたしまして、その趣旨に十分沿うよう

努力をいたしますとともに、本案に対しましては

長期間慎重御審議をいただきます。ここに御決

定をいただきましたことをありがたうお礼を申し

上げますとともに、質疑応答中に、示唆に富んだ

いろいろな点に対しましては、その御意思を十分に

行政上にあらわしていききたいと存じます。

どうもありがたうございました。

○委員長(松平勇雄君) 継続調査要求についてお

はかりいたします。

運輸事情等に関する調査につきましては、閉会

中もなお調査を継続することとし、本院規則第五

十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提

出したしたいと存じますが、御異議ございせん

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十八分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

○地下鉄九号線団子坂駅又は千駄木駅新設に関

する請願(第二八二二号)

第二八二二号 昭和四十年五月二十二日受理

地下鉄九号線団子坂駅又は千駄木駅新設に関する

請願

請願者 東京都文京区駒込千駄木二一〇

野口福治外二十九名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二四九九号と同じである。

第二十二号中正誤

ハシ 段行 誤

三 四 海上保安庁

五 二 遠漁業

六 一 海員局

終わりから

ハ 二 合理化

三 三 相对的

四 八 ましたか

終わりから

七 一 当局が

ハ 二 しかたとか

元 一 蹶跌

ク 二 言んだ

ク 三 切め

三 一 住氏

ク 三 ところ

三 一 発詳

ク 二 人札

ク 一 疑義

終わりから

ク 四 一身団体

三 二 一うは

ク 三 こで

ク 一 もらう

第二十二号中正誤

ハシ 段行 誤

五 二 なら

誤

正

ならぬ

正

正

正

正

正

正

正

正

正